

令和 3 年度（2021）
国保事業費納付金・標準保険料率の
算定について

目次

1 算定の概要

2 令和3年度分 納付金等の算定方針

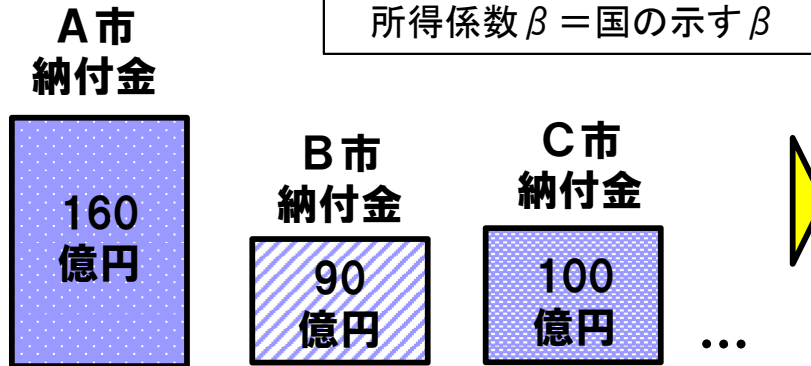
1 算定の概要

納付金・市町村標準保険料率算定のイメージ

保険給付費（一般分・医療分）
県総額：3,959億円

前期 高齢者 交付金	公費等	納付金 算定 基礎額
1,762 億円	1,020 億円	1,177 億円

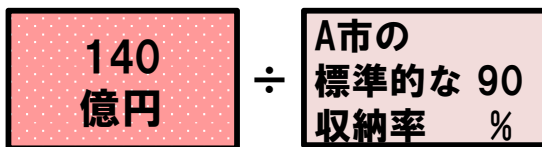
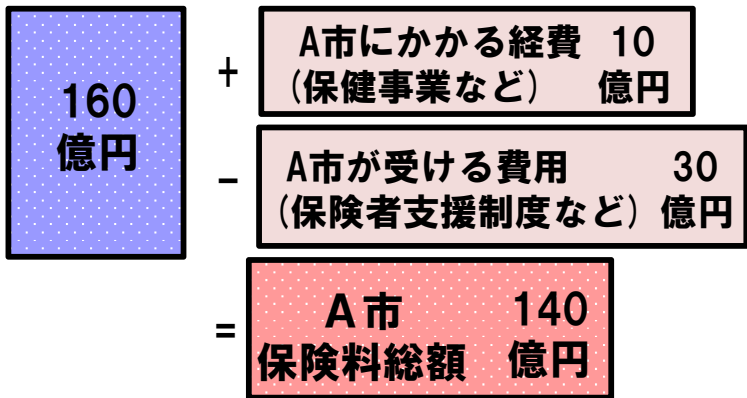
令和2年度分
医療費指数反映係数 $\alpha = 1$
所得係数 $\beta =$ 国の示す β



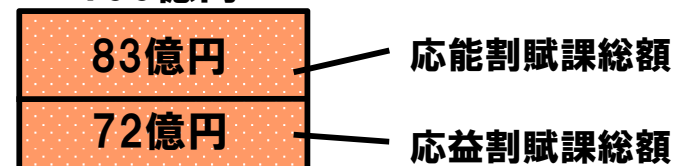
① 保険給付費から前期高齢者交付金や公費等を控除して納付金算定基礎額を算定。

② ①を所得や人数のシェア、医療費水準に応じて各市町村に配分し、各市町村の納付金を算定。

A市



155億円



〈市町村標準保険料率〉
 所得割率 = 応能割賦課総額 ÷ 所得総額
 (6.5% = 83億円 ÷ 1,270億円)
 均等割額 = 応益割賦課総額 ÷ 被保険者総額
 (36,000円 = 72億円 ÷ 20万人)

③ ②に市町村ごとの経費や補助金等を加減算し、保険料総額を算出

④ ③に標準的な収納率を割り戻し、調整後保険料総額を算出

⑤ ④を各市町村の所得や人数のシェアに応じて分割した上で、それぞれ標準保険料率を算出

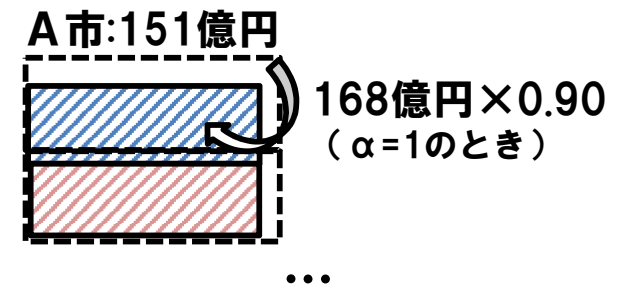
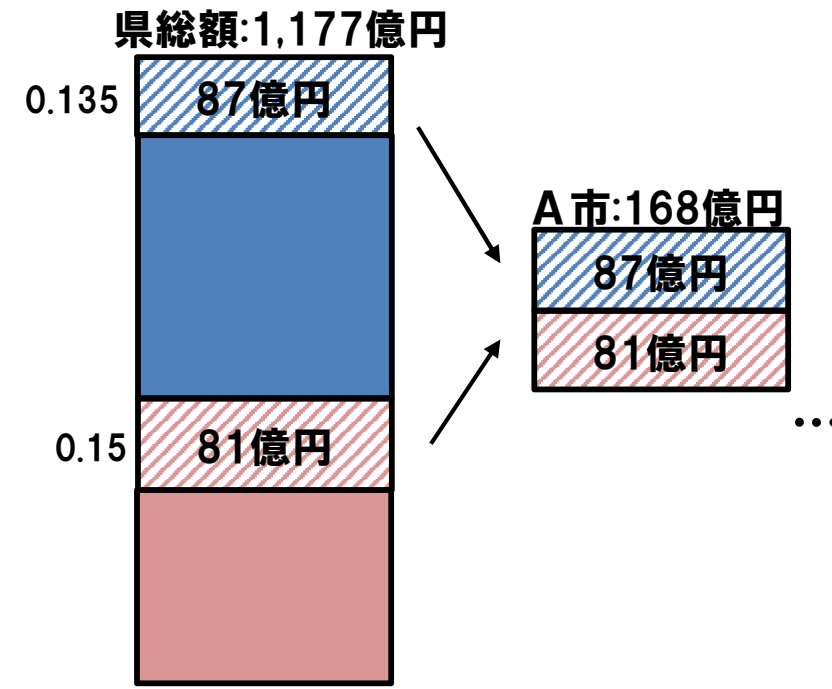
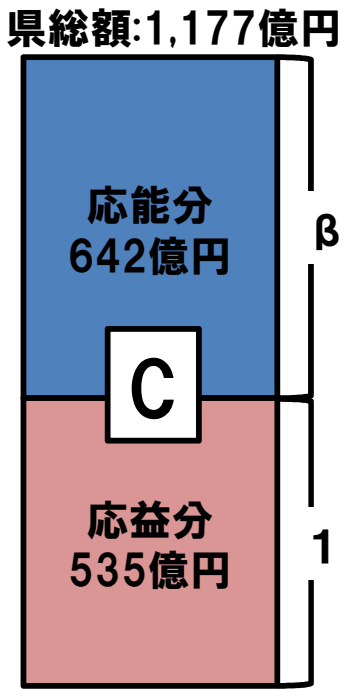
※ 保険料負担の急激な増加を回避するため、④が改革前から一定割合以上増加する市町村に、財源を優先的に投入し再計算する(激変緩和)

納付金の各市町村への配分イメージ（上記②の配分方法）

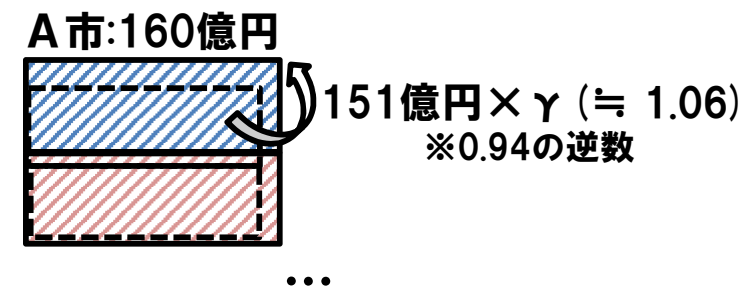
$$c = C \times \{1 + \alpha \cdot (\text{年齢調整後の医療費指数} - 1)\} \times \{\beta \cdot (\text{所得のシェア}) + (\text{人数のシェア})\} / (1 + \beta) \times \gamma$$

- c: 各市町村ごとの納付金基礎額
- C: 納付金算定基礎額
- α: 医療費指数反映係数 (0 ≤ α ≤ 1)
- β: 全国平均と比較した県の所得水準 (全国平均のとき β = 1)
- γ: 総額をCに合わせるための調整係数

	県	A市	...
所得総額 (シェア)	9,000億円 (1)	1,215億円 (0.135)	
人数 (シェア)	132万人 (1)	20万人 (0.15)	
年齢調整後の医療費指数	0.94	0.90	



③ ②に {1 + α · (年齢調整後の医療費指数 - 1)} を乗算

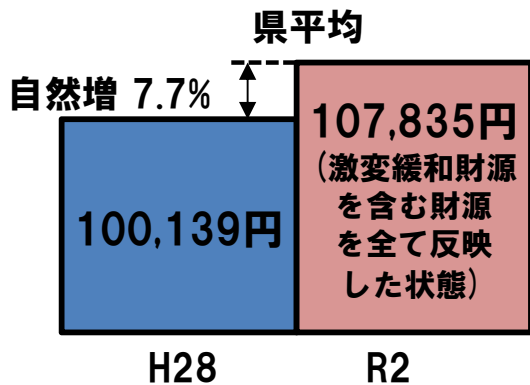


④ ③の各市町村合計がC (1,177億円) と等しくなるよう、全市町村の③にγを乗算

① Cを β:1に配分 (例) β = 1.2

② ①のうち、応能分を所得のシェア、応益分を人数のシェアに応じて各市町村に配分

激変緩和措置のイメージ



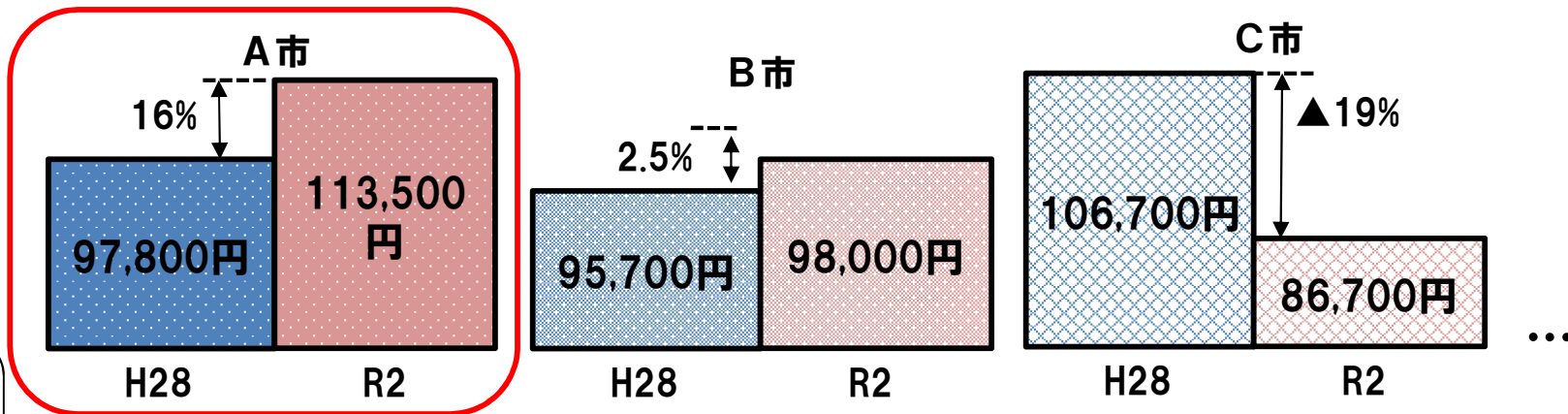
① H28年度とR2年度（制度改正前と後）の県平均1人当たり保険料額（理論値）の伸び率を算出

→ 自然増（制度改正によらない伸び率）

〈一定割合〉激変緩和の対象外とする範囲

$$\text{自然増} 7.7\% + \text{1年当たりの割合} \alpha(1\%) \times 4\text{年} = \underline{11.7\%}$$

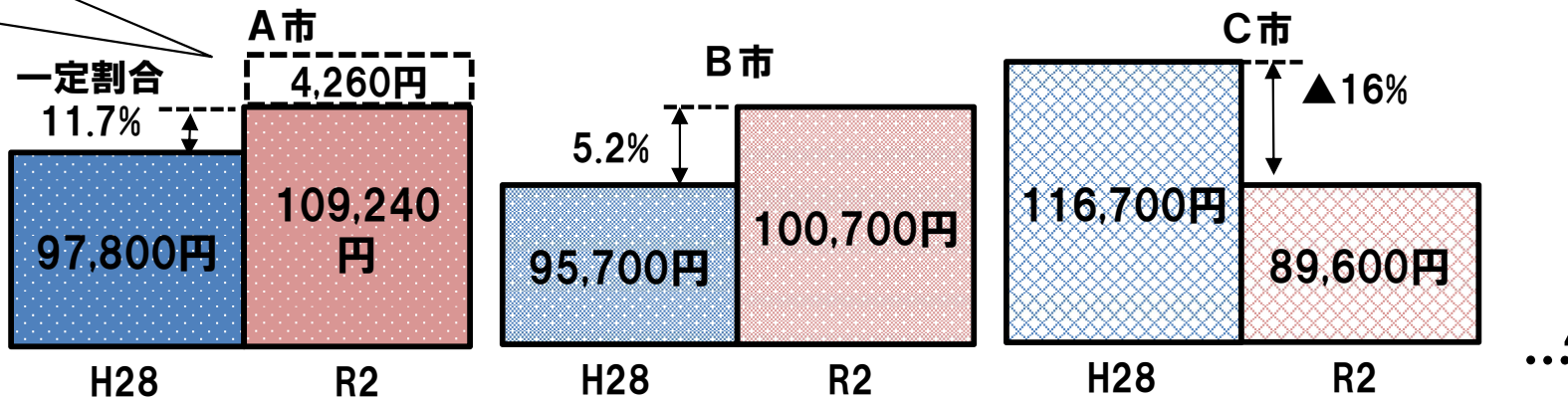
② 各市町村の1人当たり保険料額（理論値）の伸び率を算出し、一定割合（自然増+α）以上のところを抽出



激変緩和財源（県全体）

- ・国の特別交付金 14億円
- ・県繰入金 15億円(0.48%相当)
- ・特例基金 3億円
- 計 32億円

③ ②で抽出した市町村に激変緩和財源を優先的に投入し、全市町村の伸び率が一定割合以下になるよう調整



B市、C市は激変緩和財源が他市へ移るため、一定割合以下の範囲で、②より伸び率が增加する

2 令和3年度分 納付金等の算定方針

令和3年度分 国保事業費納付金・標準保険料率の算定方針（案）

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の終息が見込めない状況の中、現時点で当感染症の影響を令和3年度の算定に適切に見込んでいくことが困難なため、基本的には昨年度とほぼ同様の算定方針としたい。
ただし、今後国等から新たな見解等が示された場合は、それを踏まえて、必要に応じて算定に反映させる。

1 「千葉県国民健康保険運営方針」に定めるもの

項目	方針
保険料率の設定に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 統一の保険料水準とはしない [現状では市町村間の医療費水準や収納率格差が存在し、医療費適正化インセンティブ・収納率向上インセンティブを確保するため]
医療費水準反映係数 α [市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準を、納付金の配分にどの程度反映させるかを設定する係数]	<ul style="list-style-type: none"> ○ $\alpha = 1$ とし、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準を納付金の配分に反映させる [医療費水準が高ければ負担も高くなる仕組みは理解を得られやすく、また、市町村における医療費適正化インセンティブを確保するため。] ○ 高額医療費を共同で負担するための調整は、行わない
所得係数 β [所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、全国平均を1とした場合の千葉県の所得水準に応じて毎年度国から示される係数 β により決定する [納付金の配分において、応能分：応益分＝国の示す β：1 となり、年齢調整後の医療費水準が同じであれば同じ納付金水準となる配分とする] ○ 市町村標準保険料率算定の際に用いる所得係数 β も上記と同様の係数とする
納付金及び市町村標準保険料率算定に用いる賦課限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、国が政令で定める賦課限度額と同額とする
市町村標準保険料率の算定方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについて、2方式とする [都道府県標準保険料率(2方式)との比較が容易であり、資産割採用市町村は減少しており、1世帯当たりの世帯員数も減少傾向にあるため] ○ 市町村が実際に採用する算定方式による標準保険料率の算定も併せて行う

2 その他

項目	方針
国保事業費納付金・保険給付費等 交付金の対象範囲	○ 「千葉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱」に準ずる [即ち、出産育児一時金・葬祭費・保健事業費等は対象としない]
医療給付費・被保険者数等の推計	○ 国が示す推計方法・市町村からの意見等を総合的に勘案し推計する ○ 被保険者数の推計に当たっては、コーホート要因法を採用する
保険者努力支援制度（都道府県分） の取扱い	○ 県全体の納付金額から差し引く [千葉県への評価を市町村全体で享受できるようにするため]
標準保険料率の算定に用いる 標準的な収納率	○ 過去3か年の平均収納率とする [(医療分+支援分+介護分)/一般分 の3か年平均] [収納率は近年上昇傾向にあるが、市町村が実際に賦課する保険料率を設定する際に、市町村に過度な負担とならないよう配慮する]
退職被保険者等分の納付金の精算	○ R1の退職被保険者等分の納付金の過大過少は、原則R3分の納付金で精算する [R3分の納付金から減算しきれなかった精算不能額については、別途返還する予定]
過年度の一般分納付金の過多	○ R1決算剰余金の納付金の過多分については、R3分県全体の納付金から控除する予定 [ガイドラインに準じた対応]
過年度の収納見込額	○ R1収納実績額の85%とする [収納率と同様に共通の基準を設けることが適当（R2から設定）]

令和3年度分 激変緩和措置の方針（案）

- 昨年度と同様の方法で激変緩和措置を実施したい。

1 基本的な考え方

項目	方針
比較する基準値	「市町村が本来集めるべき一人あたりの保険料額」で比較する [法定外繰入等の各市町村個別の減額要素がないと仮定した理論値（標準保険料）で比較することで、公平性を確保する]
比較の方法(丈比べの方法)	<ul style="list-style-type: none">○各市町村における平成28年度の「市町村が本来集めるべき一人あたりの保険料額（理論値）」と令和3年度の「一人あたりの標準保険料率の算定に必要な保険料総額（標準保険料）」とで比較する。○比較した結果、医療分・後期分・介護分の3保険料を合算して、一定割合を超えた部分に激変緩和措置を講じる[3区分合算方式]○各市町村の激変緩和必要額を算出した後、各保険料区分の超過額に応じて按分し、各区分の納付金を引き下げる

2 その他

項目	方針
一定割合の設定	<ul style="list-style-type: none"> ○「自然増+1年あたりの割合δ」とし、δは1%とする [「国のガイドライン」に準拠し、昨年度と同様のδの値とすることで、解消見込期間を大きく変動させず、本来あるべき保険料に近づけていく] ○下限値については、設定しない
活用する財源	<ul style="list-style-type: none"> ○国の調整交付金(暫定措置分、追加激変緩和分) ○県繰入金(激変緩和用) ○特例基金(激変緩和用)
県繰入金の活用方針	<p>国保法第72条の2により特別会計に繰り入れる医療給付費等の9%相当分について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①1号繰入金として8%あて、そのうち激変緩和に2%分をあてる [激変緩和への充当比率・H30:2.2%、R1:1.93%、R2:0.48%] ②2%分で激変緩和に不足するときは1号繰入金の残りを激変緩和措置に振り替えて、弾力的に対応する ③2号繰入金として1%をあてる
特例基金の活用方針	<p>令和3年度分として2億円を取崩し、激変緩和にあてる [激変緩和初年度に厚く配分し、徐々に傾斜低減していく方針で平成29年度に合意 H30:5億円、R1:4億円、R2:3億円を活用 R2当初積立額:637,200,000円]</p>

国保におけるコーホート要因法を用いた被保険者数推計機能の追加

- 納付金算定システムでは、月報データを活用し負担割合区分毎に被保険者数を推計する機能を提供している。被保険者数推計値は、給付費推計、所得推計、納付金配分、保険料率算定に活用するため、より確度の高い推計結果が求められている。
 - そこで、団塊世代・団塊ジュニア世代、丙午等の人口動勢を適切に反映した被保険者数推計を行えるよう、従前の負担割合区分毎に、年齢・性別等に分けて推計するコーホート要因法を被保険者数推計に活用する。
- ⇒ 情報集約システムと納付金算定システムを連携させ、コーホート要因法による被保険者数の推計機能を提供する。

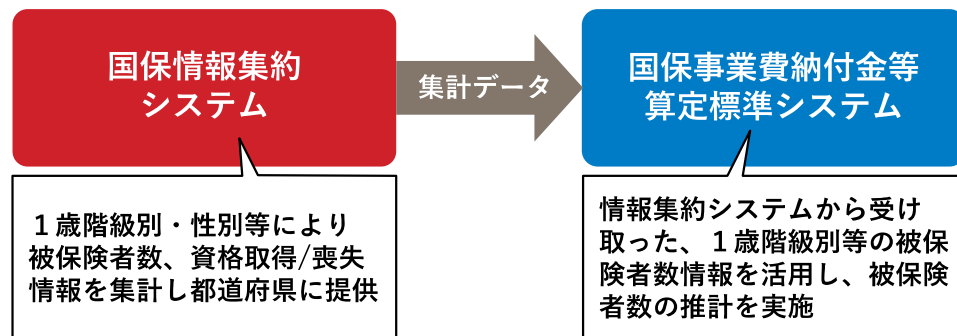
※社会情勢や経済状況の変化等の予期できない要因により、なお実績とは乖離が生じ得ることに留意

国保におけるコーホート要因法

- コーホート要因法とは、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（資格取得・喪失）という、二つの「変動要因」の将来値を仮定しそれに基づいて被保険者数の推計を行う方法である。
- 国保におけるコーホート要因法では、前年における1歳下の「被保険者数」に「移動率」を乗じることによって推計を行う。
- 国保の場合、出生・死亡は資格の得喪事由に含まれるため、国保固有の移動率を乗じて計算する方法を検討。ただし、後期高齢者加入による減少数は、移動率ではなく、75歳の誕生日ベースで減算する。

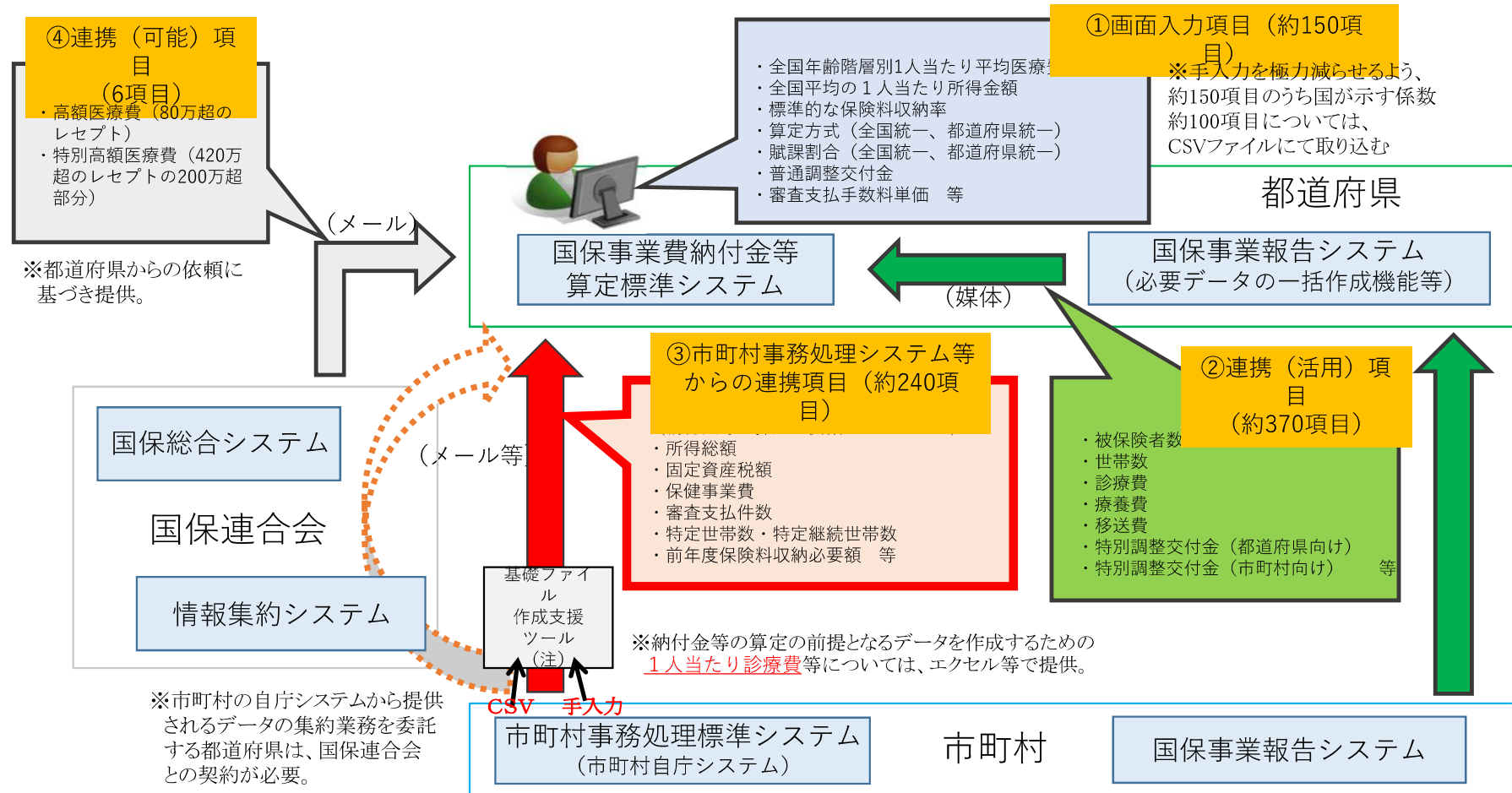
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{「推計被保険者数」} \\ \text{(t + 1年度) 年内平均の} \\ \text{男女別被保険者数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{「基準被保険者数」} \\ \text{t年度3月31日時点の男女別n歳被保険者数} \\ \text{と(n-1)歳被保険者数の平均値} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{「移動率」} \\ \text{1年間の平均値、男女別移動率} \\ \hline \end{array}$$

- ※被保険者情報を抽出する際の年齢は「年齢計算に関する法律」に基づき計算する。
- ※0歳児の推計被保険者数は、15歳～49歳の女性の被保険者数に出生率を乗じ算出する。
- ※移動率は都道府県毎に算出する。また、複数都道府県分で算出した移動率を提供し任意に使用可能とする。
- ※トレンド推計やアベレージ推計により移動率を算出することも可能とする。



国保事業費納付金等の算定に必要なデータ連携（イメージ）

- 国保事業費納付金や標準保険料率等の算定に必要なデータ数は、約770項目。
※この他に、前期高齢者交付金の精算額等の予備項目を活用して入力するデータがある。
- 都道府県は、国が示す諸係数等を入力するほか、市町村及び国保連合会から必要データを取得。
- 市町村は、国保事業報告システムのほか、メール等を活用して都道府県に予算情報等を提供。



(注) 国保事業報告システムで保有している情報以外の項目については、市町村自庁システム等から定められたインターフェースに合わせてデータを作成し、市町村基礎ファイルとして提出。